

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		尾北看護専門学校運営費補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人尾北医師会		代表者名	会長 山田 和彦		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市尾北看護専門学校運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成7年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		尾北医師会、岩倉市医師会管内の3市2町（犬山・江南・岩倉・大口・扶桑）で補助金交付					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		地域の保健衛生医療の充実が急務とされる中、行政地区のみならず、他地区からも医療従事者の人的資源の確保、養成が効果的に遂行できるため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		4,390,000 円	4,382,000 円	4,374,000 円	4,367,000 円		
		(4,390,000 円)	(4,382,000 円)	(4,374,000 円)	(4,367,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		尾北看護専門学校の運営					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		148,658,597 円			
		うち補助事業全体の経費		148,658,597 円			
		うち補助対象経費		148,658,597 円			
		補助対象経費の内訳		教員給与費		52,327,560 円	
				職員給与・賞与費		34,128,033 円	
				法定福利費		14,191,167 円	
				施設維持管理費		6,398,898 円	
				外部講師料		6,385,000 円	
				リース料		3,844,026 円	
什器備品費				1,477,740 円			
その他（水道光熱費、通信費等）		29,906,173 円					
補助額の算出方法		補助率、補助額		3市2町で補助均等割30%、人口割70%			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		地域の医療従事者の確保ができた。					
その他参考事項		記載会計額は尾北看護専門学校事業分					
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		-22,144,309 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		-22,144,309 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			有		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	食品衛生協会補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課	
			問い合わせ先	0568-63-3800	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	愛知県食品衛生協会江南支部		代表者名	支部長 小川昇	
関係規定	法令	—	条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則	要綱	犬山市食品衛生協会補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法 (公募又は特定団体)	特定団体への補助	補助開始年度	平成4年度以前	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由 (公募で選定しない理由)	江南保健所管内3市2町(犬山・江南・岩倉・大口・扶桑)で補助金交付				
市が補助金を交付する 公益上の必要性 (何をどうしたいのか)	会員に対して食品衛生に関する知識の習得を進め、消費者に対してより安全な食品を提供することができ、地域住民の快適な健康生活を維持するため。				
補助金の額 ()は一般財源の額	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算	
	118,000 円	119,000 円	124,000 円	124,000 円	
	(118,000 円)	(119,000 円)	(124,000 円)	(124,000 円)	
市の補助金を使って 実施した事業の内容	食品衛生に関する講習会、研修会、食品衛生巡回指導、優良施設の視察・表彰、優良従業員・功労者表彰等の実施。				
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額(支出)		14,492,053 円		
	うち補助事業全体の経費		1,022,425 円		
	うち補助対象経費		1,022,425 円		
	補助対象経費の内訳		事業費(表彰費・食品衛生指導費・検査手数料等)	1,022,425 円	
補助額の算出方法	補助率、補助額		江南保健所管内3市2町で会員数に応じた負担割合に基づいて補助金を算定		
	補助限度額		未設定		
	精算の有無 (変更交付)	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。	
補助金を交付して 市が得たメリット (何がどうなったのか)	消費者及び食品衛生思想の普及向上を行い、安全な食品の供給及び食中毒の防止につながった。				
その他参考事項	補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		48,605 円		
	うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円		
	補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課			
				問い合わせ先	市民健康館 0568-63-3800			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 27名		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	-		要綱	犬山市がん患者アピアランスケア用品購入費補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		がん患者に対し、がん治療による脱毛や乳房の形状の変化などによる外見変貌を補完し、がん患者の苦痛を軽減する（アピアランスケア）ための医療用補整具（医療用ウィッグ、乳房補整具）の購入に係る経済的負担の軽減を図るため実施するもの。						
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算			
		- 円	544,000 円	478,000 円	800,000 円			
		- 円)	(281,000 円)	(252,000 円)	(410,000 円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		がん患者が医療用ウィッグや乳房補整具を購入した費用（区分毎に上限4万円）の2分の1を補助した。						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		- 円				
		うち補助事業全体の経費		- 円				
		うち補助対象経費		- 円				
		補助対象経費の内訳		-				
補助額の算出方法		補助率、補助額		医療用ウィッグを購入した費用（上限4万円）の2分の1 乳房補整具を購入した費用（上限4万円）の2分の1				
		補助限度額		医療用ウィッグ、乳房補整具、各々2万円				
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	精算の必要が無いため。			
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		がんの治療による外見変貌の影響で精神的に苦しむ方々が、医療用ウィッグや乳房補整具の購入がしやすくなり、経済的負担の軽減ができた。						
その他参考事項		愛知県がん患者アピアランスケア支援事業実施要領に基づき実施。一部、犬山市独自の補助として対象経費にケア帽子等を追加している。						
		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		- 円				
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		- 円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		-				

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		骨髄移植ドナー支援事業助成金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課			
				問い合わせ先	市民健康館 0568-63-3800			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民1名		代表者名	-			
関係規定	法令	-		条例	-			
	規則等	-		要綱	犬山市骨髄移植ドナー支援事業助成金交付要綱			
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		公募により選定		補助開始年度	H26	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)								
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		公益社団法人骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、ドナーとなった市民を支援することによりよりドナー希望者が増加すること						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績		令和4年度実績		令和5年度実績		
		0円		0円		140,000円		
		(0円)		(0円)		(70,000円)		
令和6年度予算						210,000円		
						(105,000円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		1回の骨髄等の提供につき、通院、入院等に要した日数について1日2万円(上限14万円)を助成。提供者の務める事業者へ1日1万円(上限7万円)を助成						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-				
		うち補助事業全体の経費		-				
		うち補助対象経費		-				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		①ドナーの入院、通院の日数×2万円を補助 ②ドナーの勤務事業者へドナーの入院、通院の日数×1万円を補助				
		補助限度額		①ドナーの方...上限7日間(14万円) ②ドナーの勤務事業者...上限7日間(7万円)				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事後による申請のみ受付			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		助成金事業を通じて、骨髄バンク事業の推進に貢献した。						
その他参考事項		市の助成事業に対して、県が50%を補助金として交付						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-				
						補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		
						-		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	市民健康館 0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 0名		代表者名	-		
関係規定	法令	-		条例	-		
	規則等	-		要綱	犬山市若年がん患者在宅ターミナルケア支援補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和5年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		若年がん患者が住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における療養生活を支援するための在宅サービス、福祉用具の貸与や購入に係る経済的負担の軽減を図るため実施するもの。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		- 円	- 円	0 円	324,000 円		
		- 円)	- 円)	(0 円)	(162,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		若年がん患者が在宅サービスを利用したり、福祉用具の貸与や購入した費用の9割(月上限5万4千円)を補助するものであるが、申請者は無かった。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		- 円			
		うち補助事業全体の経費		- 円			
		うち補助対象経費		- 円			
		補助対象経費の内訳		-			
補助額の算出方法		補助率、補助額		在宅サービス利用、福祉用具の貸与や購入に要した費用の9割			
		補助限度額		一月当たり54,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	精算の必要が無いため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		交付実績なし					
その他参考事項		「愛知県若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付要綱」に基づき実施					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		- 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			-		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		在宅当番医制運営費補助金(歯科)		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人犬山扶桑歯科医師会		代表者名	代表理事 杉浦 隆		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市在宅当番医制運営費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法(公募又は特定団体)		特定団体への補助	補助開始年度	平成4年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由(公募で選定しない理由)		地域の歯科医療を犬山扶桑歯科医師会が担っているため。					
市が補助金を交付する公益上の必要性(何をどうしたいのか)		休日における地域住民の歯科救急医療の確保を図るため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		1,038,600 円	1,064,800 円	1,104,800 円	1,039,000 円		
		(1,038,600 円)	(1,064,800 円)	(1,104,800 円)	(1,039,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		休日午前中に歯科救急患者を診察する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		未確定 円			
		うち補助事業全体の経費		1,104,800 円			
		うち補助対象経費		1,104,800 円			
		補助対象経費の内訳		年末年始(46,200円×4日)		184,800 円	
				GW(30,000円×2日)		60,000 円	
				休日(20,000円×43日)		860,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		年末年始46,200円×日数、GW30,000円×日数、休日20,000円×日数			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	補助額が休日数に応じて確定しているため。		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		休日における歯科救急治療を必要とする地域住民の医療確保につながった。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		未確定 円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		0 円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称	第2次救急医療対策費補助金			市の担当部課	健康福祉部健康推進課	
				問い合わせ先	0568-63-3800	
補助金の交付を受けた補助事業者の名称	社会医療法人志聖会総合犬山中央病院 はじめ3団体			代表者名	理事長 竹腰篤 他	
関係規定	法令	—		条例	—	
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市第2次救急医療対策費補助金交付要綱	
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）	特定団体への補助	補助開始年度	平成7年度以前	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）	第2次救急医療を担う病院に対する補助であるため。（尾北医師会、岩倉市医師会管内の3市2町（犬山、江南、岩倉、大口、扶桑）で補助金を交付）					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）	地域の実情に適合した救急医療の整備を促進し、緊急入院、緊急手術を要する患者に対し、適切な地域医療を提供するため。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
	10,765,000 円	10,610,000 円	10,673,000 円	11,757,000 円		
	(10,765,000 円)	(10,610,000 円)	(10,673,000 円)	(11,757,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・休日、平日及び土曜日の診療時間外における搬送患者等の診察。 ・第1次救急医療機関からの紹介患者並びに救急患者等の受入れに不測の事態が生じないように院内体制を整える。 					
補助金の使途	補助事業者の会計全体の決算額（支出）		39,501,633,531 円			
	うち補助事業全体の経費		15,961,432,691 円			
	うち補助対象経費		520,431,474 円			
	補助対象経費の内訳		社会医療法人志聖会総合犬山中央病院		62,237,500 円	
			医療法人医仁会さくら総合病院		161,475,284 円	
			愛知県厚生農業協同組合連合会江南厚生病院		296,718,690 円	
補助率、補助額		3市2町で人口や搬送実績に応じて補助額を算定。均等割30%、人口割35%、搬送割35%				
補助限度額		未設定				
補助額の算出方法	精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）	緊急を要する疾病・外傷患者が適切な治療を受けることが、可能となった。					
その他参考事項	—					
	補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		1,218,826,067 円			
	うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		不明			
補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無					無	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		小児救急医療対策費補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		一般社団法人尾北医師会		代表者名	会長 山田 和彦		
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市小児救急医療対策費補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		特定団体への補助	補助開始年度	平成20年度	補助終了年度	未設定	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		休日の小児医療を広域的に実施している機関は他にはないため。（尾北医師会、岩倉市医師会管内の3市2町（犬山・江南・岩倉・大口・扶桑）で補助金を交付）					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		急を要する疾病等の小児患者が、休日においても適切な医療を受けることを可能とすることで地域の子どもの健康と生命の安全が確保される。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		1,438,000 円	1,434,000 円	1,486,000 円	1,544,000 円		
		(1,438,000 円)	(1,434,000 円)	(1,486,000 円)	(1,544,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		尾北医師会が江南厚生病院内に開設している子ども医療センターで実施する小児救急医療（小児科開業医による休日（日曜・祝日）昼間の小児1次救急医療の実施）					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額（支出）		28,649,003,407 円			
		うち補助事業全体の経費		9,872,730,000 円			
		うち補助対象経費		11,281,000 円			
		補助対象経費の内訳		給与費		11,281,000 円	
補助額の算出方法		補助率、補助額		3市2町で人口や受診者実績に応じて補助額を算定。均等割30%、人口割35%、実績割35%			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無（変更交付）	無	その理由	対象経費が補助額を上回っているため。		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		急を要する疾病等の小児患者が、休日においても適切な医療を受けることを可能とすることで地域の子どもの健康と生命の安全が確保された。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額（繰越額）		985,974,932 円			
		うち補助事業全体の余剰額（繰越額）		不明			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		受動喫煙防止対策事業補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課			
				問い合わせ先	0568-63-3800			
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名				
関係規定	法令	改正健康増進法		条例	-			
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市受動喫煙防止対策事業補助金交付要綱			
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度 令和6年度		
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		-						
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		2020年4月より「改正健康増進法」が全面施行され、受動喫煙防止対策が強化されたことに伴い、市としても受動喫煙防止対策のための設備設置や改修のための補助金を交付することで受動喫煙対策を推進するため。 助成対象は、国の「受動喫煙防止対策助成金」または「公益財団法人全国生活衛生営業指導センターの「生衛業受動喫煙防止対策事業助成金」の上乗せであり、各助成金の交付決定を受けている事業者。						
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算			
		0円	0円	0円	100,000円			
		(0円)	(0円)	(0円)	(0円)			
市の補助金を使って実施した事業の内容		-						
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		円				
		うち補助事業全体の経費		円				
		うち補助対象経費		円				
		補助対象経費の内訳						
補助額の算出方法		補助率、補助額		対象経費から国等の助成金を差し引いた額の2分の1				
		補助限度額		100,000円				
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため			
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		-						
その他参考事項		健康市民づくり基金から支出するため、一般財源は無し。						
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		円				
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		円				
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		円	-			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		飲食店全面禁煙化補助金		市の担当部課	健康福祉部健康推進課		
				問い合わせ先	0568-63-3800		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称				代表者名	-		
関係規定	法令	改正健康増進法		条例	-		
	規則等	犬山市補助金等交付規則		要綱	犬山市飲食店全面禁煙化補助金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和3年度	補助終了年度 令和6年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		2020年4月より「改正健康増進法」が全面施行され、受動喫煙防止対策が強化されたことに伴い、市としても施設の全面禁煙化のための喫煙室の撤去や設備の改修などに要した費用について、事業主に対し補助金を交付することで受動喫煙防止対策を推進するため。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0円	200,000円	0円	400,000円		
		(0円)	(0円)	(0円)	(0円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		-					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		-円			
		うち補助事業全体の経費		-円			
		うち補助対象経費		-円			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		補助率:対象経費の2分の1 補助額:1件200,000円上限			
		補助限度額		200,000円			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	事業完了後に支払うため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		-					
その他参考事項		健康市民づくり基金から支出するため、一般財源は無し。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		-円			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		-円			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無			無		

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		出産・子育て応援給付金		市の担当部課	健康推進課		
				問い合わせ先	保健センター 0568-61-1176		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		対象市民 677名		代表者名			
関係規定	法令	—		条例	—		
	規則等	—		要綱	犬山市出産・子育て応援給付金給付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和4年度	補助終了年度	未設定
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）		—					
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		国の「伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱」に基づき事業実施するもので、妊婦及び子育て世帯の経済的負担を軽減するために、妊婦及び子育て世帯に対し、出産・子育て応援給付金を給付するもの。					
補助金の額 ()は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		0 円	44,550,000 円	33,850,000 円	40,250,000 円		
		(0 円)	(7,425,000 円)	(5,642,000 円)	(6,709,000 円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		妊婦及び子育て世帯において、経済的負担の軽減に充てられた。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳		—			
				—			
				—			
				—			
補助額の算出方法		補助率、補助額		妊娠の届出をした妊婦1人あたり5万円 出生した子を養育する方へ新生児1人あたり5万円			
		補助限度額		未設定			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	対象者への定額給付であるため		
補助金を交付して市が得たメリット(何がどうなったのか)		妊婦及び子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、給付申請にあたり、面談やアンケートの実施や子育てガイドによる支援サービスの確認など、妊娠期や子育て期に伴走型相談支援を実施することで、妊娠期や子育て期の負担や不安軽減を図ることができた。					
その他参考事項		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無		—			

※令和5年度の実績に基づき作成しています。

補助金の交付状況に係る調書【令和5年度交付分】

補助金の名称		新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金		市の担当部課	健康推進課		
				問い合わせ先	0568-61-1176		
補助金の交付を受けた補助事業者の名称		医療法人 城南クリニック 外4団体		代表者名	理事長 保浦 晃徳 外4名		
関係規定	法令			条例			
	規則等			要綱	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱 令和5年度犬山市新型コロナウイルスワクチン接種支援事業交付金交付要綱		
補助事業者の選定方法（公募又は特定団体）		公募により選定		補助開始年度	令和5年度	補助終了年度 令和5年度	
特定団体への補助の理由（公募で選定しない理由）							
市が補助金を交付する公益上の必要性（何をどうしたいのか）		新型コロナウイルスワクチン接種を推進することで、公衆免疫を高め、市民の健康リスクを低減させることに繋がる。					
補助金の額 （ ）は一般財源の額		令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度予算		
		円	円	12,548,000 円	円		
		円)	円)	(0 円)	円)		
市の補助金を使って実施した事業の内容		該当期間において、週100回以上の接種を4回以上実施する。					
補助金の使途		補助事業者の会計全体の決算額(支出)		—			
		うち補助事業全体の経費		—			
		うち補助対象経費		—			
		補助対象経費の内訳					
補助額の算出方法		補助率、補助額		2,000円/件			
		補助限度額		なし			
		精算の有無(変更交付)	無	その理由	実績払いのため精算なし		
補助金を交付して市が得たメリット（何がどうなったのか）		新型コロナウイルスワクチンの積極的な接種により、市民の健康リスク低減に寄与した。					
その他参考事項		本事業は令和4年度まで県が主体となり実施していたが、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業実施要綱の改正により、市が主体となったものである。					
		補助事業者の会計全体の余剰額(繰越額)		—			
		うち補助事業全体の余剰額(繰越額)		—			
		補助事業者が補助金とは別に市から委託業務を請け負っているかの有無				有	

※令和5年度の実績に基づき作成しています。